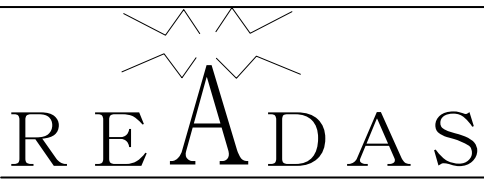


第 5837 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 11月 15日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 租税公課の損金算入時期

**Q**：損金の額に算入される租税公課の損金算入時期は、どのようになっていますか？

**A**：次のようになっています。

### 【解説】

租税公課の損金算入時期は、次のようになっています。

#### 1. 申告納税方式によるもの

事業税、事業所税などの申告納税方式による租税は、納税申告書を提出した事業年度になります。ただし、その事業年度の直前事業年度分の事業税等については、その事業年度終了の日までに申告がされていない場合であっても、その事業年度の損金の額に算入することができます。

#### 2. 賦課課税方式によるもの

不動産取得税、自動車税、固定資産税等の賦課課税方式による租税については、賦課決定のあった事業年度となります。ただし、納期開始日の事業年度又は実際に納付した事業年度において損金経理をした場合は、その損金経理をした事業年度となります。

#### 3. 特別徴収方式によるもの

ゴルフ場利用税、軽油引取税などの特別徴収方式による租税については、納入申告書を提出した事業年度となります。

#### 4. 利子税・延滞金

国税の利子税や地方税の納期限の延長に係る延滞金は、納付した事業年度となります。ただし、その事業年度に対応する未納額を損金経理により未払金に計上したときは、その損金経理をした事業年度となります。

